

	質問及び意見	回答
1	54haの土地を活かしパイン農園の整備を致し、露地、ハウス組み合わせで年中パインが観られる様にしたい等の計画をした場合、農業基盤整備を県村等公共事業として可能でしょうか？	パイン農園として整備する提案は可能だが、本委員会としては、県や村からの補助金や公共事業として実施するのは確約は出来ません。
2	ビーチ沿いにペンションコンドミニウム等の観光施設を計画した場合、法的な規制はないのでしょうか？	規制は次の通り考えられます。 農地法、森林法、開発許可、赤土等流出防止条例など。
3	村、区に経済効果をもたらす事業であります、特に地権者とは一定期借地権を結びますが、賃料に於いてはどの程度予定致しているのでしょうか？	賃料は提案者によります。 参考として過去に141円/㎡で貸していました。
4	当ロラン局跡地への交通アクセスが狭く、今後道路の拡張等を村で予定しているのでしょうか？	事業全体の提案（事業費）に含めて民間事業者で実施してください。
5	ウッパナビーチのバック部分の農地は農業基盤整備事業だと思いますが、リゾート地域として利用できるのでしょうか？	今回の公募対象用地外となります。
6	5の部分の農業基盤整備事業と提携し又連携活用する事も可能でしょうか？	同上。
7	要綱3ページ（4）「事業の対象となる用地」について、提案範囲は②事業概要に示された「村、区、地権者に経済的効果をもたらす」内容であれば、「慶佐次ロラン局跡地56ha」をすべて包含し周辺土地を含めた範囲としてもよいでしょうか。	今回の募集は慶佐次ロラン局跡地56haが対象です。 地図参照。
8	要綱4ページ③事業方式記載の「慶佐次ロラン局跡地利用推進委員会」の組織構成についてご教示ください。	運営規程、名簿参照。
9	同上事業方式記載の「定期借地契約」を締結する地権者は1つの法人格を有する団体と考えてよいでしょうか。また、事業期間終了までの間に地権者には変更がない、あるいは、相続や譲渡にさいして「事業契約」は契約時のまま継承されると考えてよいでしょうか。	お見込みの通りです。
10	要綱15ページ別表1：リスク分担表における20番「環境問題リスク」は法令条例が認める範囲外においては適合しないと考えてよいでしょうか。	法令、条例以外にはありません。
11	当該別紙1において「返信用FAX番号」とありますが、メールにて返信いただくことは出来るでしょうか。メールアドレスは[redacted]です。	東村のHP上で回答し、個別で回答することはございません。
12	要綱12ページならびに資料2ページに示された事業予定地の範囲について、対応する公図上の番号と面積を整理された一覧表があれば頂きたいのですが可能でしょうか。	地図、番地と面積表を参照。
13	A（事前調査）の結果、事業断念せざるを得ない（Bへ移行しない）ことについて契約不履行とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	なりえます。可能性がある場合は、提案に条件を明示してください。
14	A（事前調査）を仮に2年程度とする場合、事業側にどのような制約があるかご教示頂きたい。	特にありません。
15	【募集要項 p7 第2-2 募集および選定の手順】 A,Bの段階的提案を考慮した優先交渉権者の選定として頂きたい。	その予定ですが、Bへの意向がより確実な提案企業が優先されます。
16	企業グループは、設計企業・建設企業・施設保有（運営）企業・工事監理企業で構成されることとなるが、企業グループはA(調査)を踏まえて決定したくご配慮頂きたい。	提示の事業業種は、Aの結果いかんにかかわらず、必要な業種と考えられます。チームに加えてください。
17	したがって、事業者選定後の基本協定締結ならびに事業契約締結において定められておりますSPC設立に関しても、A(調査)を踏まえた対応といたく、ご配慮頂きたい。	SPCが設立されないと、事業契約が締結できません。基本協定締結後すみやかにSPC設立をお願いいたします。
18	募集要項 p7 第2-3 参加資格要件 「応募参加グループ」には、設計企業・建設企業・施設保有（運営）企業・工事監理企業が含まれていること、とあるが、事業グループはA(調査)を踏まえて決定したくご配慮頂きたい。（様式1 資格審査書類で必須となっているグループ構成企業を『調整中』として提出することを可とするなど）	コンソーシャムチームで参加が必須。Bへの意向の確率が低い場合は提案審査上、不利となります。